



## 日本取引所グループグリーンボンド・フレームワーク

2022年4月

### 1. はじめに

日本取引所グループ(JPX、以下当社)は2013年1月に、東京証券取引所グループと大阪証券取引所の経営統合によって設立されました。当社は取引所及び自主規制法人等を子会社として、市場利用者の皆様がいつでも安心して有価証券の取引ができるよう、子会社・関連会社を含めたグループ全体で、取引所金融商品市場の開設・運営に係る事業を行っています。

具体的には、株券等有価証券の売買、デリバティブ商品の取引を行うための市場施設の提供、相場の公表、売買等の公正性の確保に係る業務、有価証券債務引受業等を行う体制を整えています。グループ一丸となり、有価証券等の上場、売買、清算・決済から情報配信、また、商品に係る先物取引等を行うための市場の開設・運営に至るまで総合的なサービス提供を行うことで、市場利用者の方々にとって、より安全で利便性の高い取引の場を提供できるように努めています。

1878年に渋沢栄一らが東京株式取引所を、五代友厚らが大阪株式取引所を創設して以来、証券取引所は140年以上にわたって日本経済の持続的な発展に貢献してきました。今後は、2030年に向けて、幅広い社会課題に、資金調達・資金循環機能をはじめとしたソリューションを提供するグローバルな総合金融・情報プラットフォームへと進化し、持続可能な社会と経済発展の実現に貢献することを目指していきます。

当社は急速に変化する事業環境に対応し、企業価値の向上につながる取り組みを進めるために、重要リスクの一つに「サステナビリティ推進への対応」を掲げるとともに、グリーン戦略として以下の取り組みを進めています。

## グリーン戦略としての取組み

- 日本におけるカーボン・ニュートラル実現に向け、市場運営者として、事業会社として、グリーン戦略を推進していく

### 市場メカニズムを活用したサステナビリティの推進

- コーポレートガバナンス・コードを通じた、上場会社におけるサステナビリティを巡る課題への対応と情報開示の促進
- サステナビリティ関連情報の発信に係る機能強化（公募ESG債情報プラットフォームの運営開始、機能拡張）
- ESGに関連した指数の算出、関連ETF・先物等の上場
- エネルギー関連市場の活性化、排出量市場創設の推進（カーボン・クレジット市場創設に向けた貢献）
- デジタル証券を活用した「グリーン・デジタル・トラック・ボンド」の発行
- 上場会社のESG情報開示を支援する「JPX ESG Knowledge Hub」の拡充

### 2024年度に向けた、JPX自身のカーボン・ニュートラルの実現

- 再生可能エネルギー発電設備を保有し、環境価値を買賣だけでなく、JPX自身が環境価値を作り出す取組みを实践
- GXリーグ基本構想への賛同

### 2030年に向けた、証券市場の運営（バリューチェーン）に係るカーボン・ニュートラルの実現

- JPX自身の取組みを市場参加者と協業しながら活用・実践し、持続可能な社会を支える証券市場の運営を目指す

## 2. 環境課題への取組み

当社は、資源が有限であることを認識し、「経済の発展」と「環境の保全」が両立する持続可能な社会を目指し、環境理念と環境方針を策定しています。

### 環境理念

日本取引所グループは、環境課題に対する明確な行動計画を作成し、環境負荷の低減に継続的に取り組むことにより、環境と共存可能な資本市場の維持・発展に努めます。

### 環境方針

- 1. 脱炭素社会への貢献**  
温室効果ガスの100%削減を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。
- 2. 循環型社会への貢献**  
資源消費量・廃棄物の削減やグリーン調達等の推進により、循環型社会の進展に貢献します。
- 3. 環境マネジメント**  
環境問題への取組みを重要な経営課題の一つと認識し、関連法令や規則等を遵守することはもとより、環境関連情報の積極的な開示により、ステークホルダーや社会との対話を図ります。
- 4. 環境保全活動実践の働きかけ**  
環境課題に対する意識を醸成するための啓蒙などを通じて、社会全体の環境保全活動を推進します。

## 2.1 脱炭素社会・循環型社会への貢献

当社は気候変動への対応として、2024年度までに当社グループ全体で消費する電力の100%を再生可能エネルギーに切り替え、同時期までに当社グループ全体でのカーボン・ニュートラル達成を目指しています。目標達成に向け、太陽光発電施設への投資、廃食用油を燃料とするバイオマス発電設備の取得を行い、二次資源(リサイクル原料)を燃料に再生可能エネルギーを発電することを通じて、脱炭素社会・循環型社会への貢献に取り組めます。

当社は気候変動が自社の持続的な成長に影響を及ぼすことを認識し、2018年10月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言に賛同を表明しました。TCFD提言における気候変動がもたらすリスクと機会として想定される主な事項は以下の通りです。

### 気候変動がもたらすリスクと機会として想定される主な事項

リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自然災害が激化する傾向が指摘されており、広域災害等の発生に伴って社会インフラが被災し、事業継続が困難になるリスクがある。</li><li>● JPXグループの市場運営やその姿勢または日本企業の経営姿勢において、気候変動対策への取り組みが不足していると解されることにより、JPXグループや日本市場全体の社会的評価が低下するリスクがある。</li><li>● 温室効果ガス排出削減にかかる政策・規制等が強化され、炭素税の導入や排出削減目標未達への罰金の発生が見込まれる場合、更なる対策と設備投資が必要になる可能性がある。</li><li>● 東京商品取引所におけるエネルギー市場は、原油、石油精製品及び電力先物取引を上場しているが、今後の化石燃料に対する規制や再生可能エネルギーに関する技術革新により、取引ニーズが減退し、流動性低下や上場廃止に至る恐れがある。</li></ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京証券取引所では、気候変動をはじめとするESG要素を考慮した指数を算出・公表し、これに連動するETFやETNを上場しているほか、再生可能エネルギーの普及促進に貢献するインフラファンド、気候変動課題に取り組む事業に係るグリーンボンドを上場している。今後こうした商品に対する注目が高まり、新たな商品が上場して取引がより活性化することが期待できる。</li><li>● エネルギー市場を運営する東京商品取引所は、産業界のニーズに応じて原油やガソリンをはじめとする石油関連市場や電力先物市場を開設、運営しているが、気候変動リスクに対応する技術革新等によってエネルギーのシフトが起こった場合には、新たなエネルギー分野に進出する可能性がある。</li></ul>

また、当社は適切なシステムリプレイス等の実施を通じて継続的にデータセンターにおける使用電力の低減にも努めるほか、2020年度より、その他のCO<sub>2</sub>排出量の算出を開始し、バリューチェーン全体の適切な排出量管理を行いつつ、温室効果ガス排出を抑えるべく取り組んでいます。

## 2.2 JPX が参加・加盟するイニシアティブ



当社は ESG 投資やサステナブルファイナンスを推進している国内外の取組みに参加しており、2017 年 12 月から、証券取引所がサステナブルな社会の構築に向けて、投資者や上場会社などのステークホルダーと協働しながら、主体的にその取組を検討していく活動である Sustainable Stock Exchanges (SSE) イニシアティブに参加し、各国の取引所とともにサステナビリティ推進に関する活動に積極的に参加しています。

## 2.3 グリーンボンドの発行意義

本フレームワークを通じて調達される資金は、当社自らが再エネ発電設備を保有し再エネを創出する事業に充当されます。安定的でクリーンな電力調達手法の導入を通じ、2024 年度までにカーボン・ニュートラルを達成する目標に向け取り組みを進めてまいります。

## 2.4 セキュリティ・トークンでグリーンボンドを発行する意義

本フレームワークに記載されるグリーンボンドは、セキュリティ・トークン(トークン化有価証券)として発行されます。本フレームワークを通じて調達される資金はクリーン電力発電に充当されますが、これら再生可能エネルギー発電施設によって発電された電力量や削減した CO<sub>2</sub> 排出量を電子的に計測・計算し、日々開示するとともにセキュリティ・トークンのプラットフォーム上にも記録することで、資金充当後の情報開示の透明性向上及び発電量等データの信頼性確保に努めます。同時に、セキュリティ・トークンの特性を活かし、リアルタイムで債券保有者を把握できるようにすることで、投資家と発行体とのコミュニケーション向上を目指します。

### 3. グリーンボンド・フレームワーク



本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)が定めるグリーンボンド原則 2021、および日本の環境省のグリーンボンドガイドライン 2020 年版に基づき策定されており、以下の 4 つの要素により構成されています。当社は本フレームワークに則ってグリーンボンドを発行いたします。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

#### 3.1 調達資金の使途

本フレームワークを通じて発行されるグリーンボンドを通じて調達された資金は、JPX 総研への貸付けを通じて、発行総額と同等の新規ファイナンスとして適格事業に充当されます。

#### 適格事業

適格事業区分	ICMA GBP カテゴリー	適格クライテリア事業概要	SDGs
再生可能エネルギー発電施設の新規設置	再生可能エネルギー	自家発電のための再生可能エネルギー発電施設の設置にかかる費用  <予定しているプロジェクト>  ・食用廃油を燃料に利用したバイオマス発電施設の設置にかかる費用 ・太陽光発電施設の設置にかかる費用	 

#### 3.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

本フレームワークに則って発行されるグリーンボンドの調達資金が JPX 総研への貸付けを通じて充当されるプロジェクトは、3.1 調達資金の使途にて定める適格事業の要件への適合状況に基づき、当社のサステナビリティ推進部により対象候補を特定します。特定された対象候補事業について、当社の企業理念と環境理念・環境方針への整合性を諮る観点から、当社の取締役会へ報告のうえ、協議・決定しています。

なお、すべての適格候補事業は、環境・社会的リスク低減のために以下について対応していることを確認します。

- 事業実施の地域にて求められる環境法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- 事業実施の地方自治体等所在地にて求められる再生可能エネルギー発電施設の建設・運営に関する安全面に関する法令等の遵守
- 環境負荷物質への対応、廃棄物管理の実施

### 3.3 調達資金の管理

当社の財務部が、グリーンボンドによって調達した資金について、適格事業への充当及び管理を行います。本フレームワークにて発行されたグリーンボンドの発行額と同額は、発行から 12 か月以内に適格事業に充当される予定ですが、それまでの間は、当社において未充当額を現金又は現金同等物にて四半期毎に内部会計システムを用いて、追跡・管理します。

なお、仮に本件プロジェクトに充当できなくなり、未充当資金が発生する場合は、速やかに他の適格プロジェクトへ再充当します。

### 3.4 レポーティング

当社は適格事業への充当状況ならびに環境への効果および社会へのインパクトを年次にて当社ウェブサイト及び JPX レポート等のコーポレートレポートにて報告します。インパクトレポーティングについては、年次に加え、日々のレポーティングを行います(具体的な方法は後述)。また、独立した第三者によるレビューを受ける予定です。

#### 3.4.1 資金充当状況レポーティング

当社はグリーンボンドにて調達された資金が全額充当されるまでの間、年次にて、調達資金の適格事業への充当状況に関する以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングを行う予定です。

- 調達資金の適格事業への充当額合計
- 未充当額がある場合は、充当予定時期

資金充当状況に関する初回レポートは、グリーンボンド発行から 1 年以内に行う予定です。なお、調達資金が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

### 3.4.2 インパクトレポート

当社はグリーンボンドの償還までの間、年次にて、適格事業による環境・社会への効果を報告します。

また、償還の有無に関わらず、再生可能エネルギー発電施設の稼働期間においては、以下の項目について、当社ウェブサイト等を通じて、開示いたします。

レポート項目は以下を予定しています。

- 設置した再生可能エネルギー発電施設の概要
- 再生可能エネルギー発電施設によって発電された電力量(日々開示)
- 再生可能エネルギー発電を通じて削減した CO<sub>2</sub> 排出量(日々開示)

具体的には、再生可能エネルギー発電施設によって発電された電力量及び削減した CO<sub>2</sub> 排出量について、投資者等が日々確認できるウェブサイトを構築し開示いたします。また、同データについては、可能な限り自動的・電子的かつ継続的に記録し、開示する仕組みを構築することで投資家が常に状況をモニタリングできる仕組みを提供、発行体としての当社に透明性に基づく規律を促します。またセキュリティ・トークンのプラットフォーム上にも自動的・電子的に記録することで改ざんを困難にし、信頼性向上を目指します。この仕組みは発行体への規律付けだけでなく、計測データの収集・計算を自動化することにより、レポートの事務の正確性や効率化が期待されます。なお、上記にて「日々開示」と記載されている開示項目につきましては、当社グループがグリーンボンドにて調達した資金を用いて設備投資する太陽光発電及びバイオマス発電に関する設備の稼働が開始された後に、開示も開始する予定です。

### 3.5 除外クライテリア

グリーンボンドで調達された資金は下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- 所在地の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- 人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引